証券コード　3943
平 成 30 年 6 月 6 日

株　主　各　位

北九州市八幡東区桃園二丁目７番１号
大 石 産 業 株 式 会 社
代表取締役社長　大久保　則夫

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）営業時間終了の時（午後５時15分）までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
なお、午前９時45分頃より、当社第72期トピックスに関するビデオを放映する予定です。

２．場　　所　北九州市八幡東区枝光一丁目１番１号
ACTIVE RESORTS 福岡八幡（旧 北九州八幡ロイヤルホテル）
ロイヤルホール（２階）
◎ 裏面記載のご案内図をご参照ください。

３．会議の目的事項
報 告 事 項　1.第72期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第72期（自　平成29年４月１日　至　平成30年３月31日）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

４．インターネット開示についてのご案内

当社は、法令および当社定款第16条の定めに基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.osk.co.jp/）に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。

（1）計算書類の個別注記表
（2）連結計算書類の連結注記表

なお、本招集通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会終了後、株主懇談会を開催いたします。なお、軽食を用意しておりますので、お気軽にご出席ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.osk.co.jp/）に掲載させていただきます。

目　次

事業報告 …… 4
連結貸借対照表 …… 18
連結損益計算書 …… 19
連結株主資本等変動計算書 …… 20
貸借対照表 …… 21
損益計算書 …… 22
株主資本等変動計算書 …… 23
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 （謄本） … 25
会計監査人の監査報告書 （謄本） …… 26
監査役会の監査報告書 （謄本） …… 27
株主総会参考書類 …… 28

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、個人消費の持ち直し、企業収益の改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米国の政策動向をはじめとする世界経済の不確実性や金融・資本市場の変動の影響により、景気を押し下げる懸念があります。

このような経営環境のもと、当社グループは「ＴＰＳ（トータル・パッケージング・ソリューション）提案」により顧客満足を徹底的に追求するとともに、全社をあげてイノベーション活動に取り組み、業績向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、食品容器用フィルム製品、ASEAN地区の重包装袋事業の拡大による紙袋製品、段ボール製品の売上増により、183億67百万円（前連結会計年度比6.5％増）となりました。利益については、原材料費等の値上がりにより、営業利益は10億79百万円（同21.6％減）、経常利益は12億50百万円（同18.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は９億６百万円（同15.8％減）となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

1）　緩衝機能材事業

パルプモウルド部門は、畜産・農業分野では青果物で出荷増となったものの消費財向け鶏卵容器の出荷減で減収となりました。工業分野では、住宅機器向けおよび医療機器向け需要減少等もあり減収となり、パルプモウルド部門全体で減収となりました。

段ボール部門は、農業分野は柑橘類、蔬菜関連向けの出荷増により増収となりました。工業分野では提案営業等により増収となり、段ボール部門全体で増収となりました。

この結果、当事業の売上高は78億86百万円（前連結会計年度比2.8％増）となりました。

2）　包装機能材事業

樹脂部門は、樹脂袋は出荷減となりましたが、食品容器フィルムや機能性フィルムの出荷量、販売価格ともに伸長し、増収となりました。

紙袋部門は、国内は化学薬品向けおよび新規拡販が好調で増収、海外は堅調なＡＳＥＡＮ需要に対応するための設備投資効果が表れ、化学・食品向け重包装袋で増収となりました。

この結果、当事業の売上高は100億69百万円（前連結会計年度比10.2％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は総額7億92百万円で、主なものは次のとおりであります。

小倉工場	機械装置	205百万円
鞍手工場フィルム製造課	機械装置	145百万円
鞍手工場フィルム製造課	建物	103百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は自己資金および借入により行い、増資あるいは社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内では雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されております。海外では米国を中心に先進国経済が回復基調を維持するほか、新興国経済も上向きになっていますが、先進国の保護主義的な政策圧力の高まり、米国の金融政策正常化の影響等、海外経済の不確実性や金融・資本市場の変動が景気を押し下げる懸念があります。

来期におきましても、原油・原料高は続くものと予測され、当社グループを取り巻く事業環境は厳しさを増すものと予測しております。

このような状況下、当社グループは販売、製造部門のイノベーション活動の展開を更に活発化するとともに、品質改善、原価低減への継続的な取り組み、業績向上に努めてまいります。

重点課題として以下の６点に取り組みます。

① 海外事業・新しいフィルム分野への積極投資
② 緩衝機能材事業の構造改革
③ 新規事業の安定化
④ 積極的な省人化、省力化投資および働き方改革
⑤ 最適生産、コスト削減による収益力強化
⑥ ＴＰＳ（トータル・パッケージング・ソリューション）提案での総合営業

なお、来期における製品セグメント別の取り組みは以下のとおりであります。

1) 緩衝機能材事業
- 既存製品の機能性向上および拡販
- 畜産、農業、工業全分野における新製品の開発・開拓の推進
- 顧客・市場ニーズに合わせた技術サービスを含めた総合提案力の強化
- 最適生産体制の確立と徹底的なコストダウンによる収益力強化

2) 包装機能材事業
- 海外新市場の開拓
- 品質の徹底的な見直し
- 新機能フィルムの製品開発
- 自動化技術による生産現場の省人化・品質向上推進

(5) 財産および損益の状況の推移

1) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区　　分	第 69 期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第 70 期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第 71 期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第72期(当連結会計年度) (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	17,864	17,945	17,246	18,367
経常利益	797	1,323	1,533	1,250
親会社株主に帰属する当期純利益	505	963	1,076	906
1株当たり当期純利益	126.01円	240.33円	268.54円	226.03円
総資産	18,897	18,753	20,007	21,033
純資産	11,319	11,627	12,593	13,478
1株当たり純資産額	2,821.81円	2,897.68円	3,137.84円	3,356.88円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により計算しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

2) 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区　　分	第 69 期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第 70 期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	第 71 期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	第72期(当事業年度) (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	17,264	16,081	15,819	16,712
経常利益	863	1,047	1,362	1,106
当期純利益	554	779	823	816
1株当たり当期純利益	138.26円	194.39円	205.52円	203.62円
総資産	16,606	16,548	17,642	18,641
純資産	10,612	11,129	11,888	12,532
1株当たり純資産額	2,646.70円	2,775.77円	2,965.66円	3,126.55円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により計算しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 平成29年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 親会社および子会社の状況

1) 親会社との関係

該当事項はありません。

2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社アクシス	百万円 70	% 100	各種情報機器販売、映像・デザイン等の各種情報コンテンツの制作業等
CORE PAX (M) SDN. BHD.	百万RM 4	100	大型クラフト紙袋の製造販売
ENCORE LAMI SDN. BHD.	百万RM 3	80	ラミネート製品の製造販売

(注) 1. 連結対象会社は上記の子会社３社であります。
2. 平成29年9月8日付で当社は大連大石包装有限公司の出資金を全額売却いたしました。

3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業部門	主要製品および事業内容
緩衝機能材事業	(パルプモウルド) 鶏卵トレー等 (畜産用) 青果物トレーおよびポット (農業用) 輸送用緩衝材 (工業用) (段ボール) 段ボールケース (農畜産用、食品用、工業用) 段ボールシート (製函用)
包装機能材事業	(フィルム) ポリスチレンフィルム (食品用、工業用) キャスト製法プラスチックフィルム (食品用、工業用) (樹脂袋) 重包装ポリエチレン袋 (肥料用、合成樹脂用、化学薬品用) (紙袋) 大型クラフト紙袋 (合成樹脂用、化学薬品用、製粉用、飼料用) ラミネート製品 (大型クラフト紙袋用)
その他	各種情報機器販売、映像・デザイン等の各種情報コンテンツの制作業等

(8) 主要な営業所および工場

1) 当社

本社	北九州市八幡東区	
支店・営業所	東京支店	(東京都中央区)
	東北営業課	(青森県上北郡)
	関東営業課	(茨城県北茨城市)
	関西支店	(大阪府茨木市)
	九州支店	(福岡県鞍手郡)
	北九営業課	(福岡県鞍手郡)
	熊本営業課	(熊本県山鹿市)
	シンガポール支店	(シンガポール共和国)
工　場	八戸工場	(青森県上北郡)
	茨城工場	(茨城県北茨城市)
	鞍手工場	(福岡県鞍手郡)
	小倉工場	(北九州市小倉南区)
	直方工場	(福岡県直方市)

2) 子会社

株式会社アクシス	(北九州市八幡西区)
CORE PAX (M) SDN. BHD.	(マレーシア国ジョホール州)
ENCORE LAMI SDN. BHD.	(マレーシア国ジョホール州)

(9) 従業員の状況

1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
514名〔118名〕	16名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2) 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
329名〔118名〕	10名減	41.0歳	17.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Malaysia) Berhad	1,040 (37百万RM)

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

（1）発行済株式の総数　4,664,000株（自己株式557,679株を含む）

（2）株　主　数　960名

（3）大　株　主

株　　主　　名	持　株　数	持 株 比 率
王子ホールディングス株式会社	381千株	9.29%
OSK社員持株会	263千株	6.40%
三井住友海上火災保険株式会社	223千株	5.43%
株式会社西日本シティ銀行	189千株	4.61%
株式会社福岡銀行	186千株	4.55%
株式会社北九州銀行	175千株	4.28%
中　村　泰　子	154千株	3.77%
伊藤忠紙パルプ株式会社	154千株	3.76%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	107千株	2.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	98千株	2.39%

（注）　持株比率は自己株式（557,679株）を控除して計算しております。

（4）その他株式に関する重要な事項

平成29年10月1日付で、普通株式につき2株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	大久保　則　夫	経営全般の執行責任者
専務取締役	久　継　雅　夫	事業本部長
常務取締役	田　中　英　雄	管理本部長、兼管理部長、株式会社アクシス代表取締役社長
取締役	高　田　圭　二	海外事業本部長
取締役	山　口　博　章	執行役員東京支店長
取締役	長　門　博　之	長門博之法律事務所　代表者　弁護士
常勤監査役	宮　地　郁　夫	
監査役	川　本　惣　一	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス　取締役執行役員、株式会社西日本シティ銀行　代表取締役副頭取
監査役	福　地　昌　能	福地公認会計士事務所　代表者　公認会計士

（注）1. 平成29年6月28日開催の第71期定時株主総会において、山口博章氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 長門博之氏は、社外取締役であります。
3. 宮地郁夫氏、川本惣一氏および福地昌能氏は、社外監査役であります。
4. 監査役の福地昌能氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、長門博之氏および福地昌能氏を、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当および重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
田　中　英　雄	管理本部長、兼管理部長、株式会社アクシス代表取締役社長	管理本部長、兼管理部長	平成30年4月1日
山　口　博　章	執行役員東京支店長	事業本部　紙袋・フィルム事業統括	平成30年4月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	6名	106百万円（うち社外取締役	1名　3百万円）
監査役	3名	17百万円（うち社外監査役	3名　17百万円）

（注）1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額212百万円以内であります。（平成28年６月28日開催の第70期定時株主総会決議）
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額48百万円以内であります。（平成28年６月28日開催の第70期定時株主総会決議）
3. 上記とは別枠で平成29年6月28日開催の第71期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬制度を導入しております。
4. 使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額16百万円は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した取締役5名に対する役員株式給付引当金繰入額10百万円を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

1) 社外取締役の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

社外取締役　長門　博之　氏

イ．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
長門博之法律事務所　代表者
当社と長門博之法律事務所との間に特別な関係はありません。

ロ．社外役員の主な活動状況
当事業年度中に開催の取締役会16回全てに出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

2) 社外監査役の兼職の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

社外監査役　宮地　郁夫　氏

イ．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。

ロ．社外役員の主な活動状況
当事業年度中に開催の取締役会16回全てに出席、また監査役会7回全てに出席し、必要に応じこれまで培ってきた金融に関する経験・見地から発言を行っております。

社外監査役　川本　惣一　氏

イ．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
株式会社西日本フィナンシャルホールディングス　取締役執行役員
株式会社西日本シティ銀行　代表取締役副頭取
株式会社西日本シティ銀行は、当社の上位10名内の株主であり取引銀行でもあります。

ロ．社外役員の主な活動状況
当事業年度中に開催の取締役会16回のうち13回、また監査役会7回のうち5回に出席し、必要に応じ主に豊富な経験を有する経営者の観点から発言を行っております。

社外監査役　福地　昌能　氏
イ．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
福地公認会計士事務所　代表者
当社と福地公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。
ロ．社外役員の主な活動状況
当事業年度中に開催の取締役会16回のうち15回、また監査役会7回全てに出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

3）社外役員との責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役および各社外監査役は会社法第４２７条第１項の規定に基づき、会社法第４２５条第１項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

５．会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称　有限責任監査法人トーマツ

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1）会計監査人としての報酬等の額　27百万円

2）当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　27百万円

（注）1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な海外子会社２社（CORE PAX（M）SDN. BHD.およびENCORE LAMI SDN. BHD.）につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を、次のとおりとしております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、取締役・監査役・使用人の行動規範を次のように定めている。

企業活動の前提として、法令およびその精神を順守することはもちろん、社会的規範や良識に則った行動や倫理観の涵養等が強く求められていることを充分に認識し、「優良な企業」として社会に受け入れられ、社会とともに発展していく。また、本規範の実践が企業の社会的責任であると自覚する。

2) 取締役は、この実践のため「企業理念」「大石産業グループ企業倫理綱領」に従い、大石産業グループ全体における企業倫理の順守および浸透を率先垂範して行なう。

3) 法令順守および社会規範、倫理を統括する組織として、社長を委員長とする「倫理委員会」を設け、大石産業グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書、その他の重要な情報を、社内規程に基づき、夫々の担当職務に従い適切に保存しかつ管理する。

イ．株主総会議事録と関連資料
ロ．取締役会議事録と関連資料
ハ．取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
ニ．取締役を決定者とする書類および付属書類
ホ．その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

2) 取締役会の議長は、情報の保存および管理を監視・監督する責任者となる。また、管理部は責任者を補佐する。
3) 上記１) に定める文書は、10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスクに対処すべく、必要に応じて「リスクマネジメント委員会」を招集し対応する。
2) 次のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
イ．地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
ロ．不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク
ハ．基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク
ニ．その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(4) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会で決定した業務の執行は、代表取締役をはじめとする各取締役が行なう。また、業務執行に係る権限を執行役員に委譲し、取締役が職務を有効かつ効率的に遂行できるようにしている。
2) 取締役会の運営を効率的に行なうために、常務会等を適宜開催する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「企業理念」「大石産業グループ企業倫理綱領」の実践的運用と徹底を行なう体制を構築する。
2) 大石産業グループの使用人は、大石産業グループ各社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、大石産業グループの諸規程に従って、倫理委員会へ報告するものとする。倫理委員会では、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、適切な対策を決定する。
3) 大石産業グループにおける法令順守上疑義のある行為等については、内部公益通報保護規程に基づき、使用人が直接通報を行なう手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士に通報相談窓口を設置、運営する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
　当社は関係会社管理規程に則り、大石産業グループの業務効率化、適正化を図るとともに、リスク情報の伝達および営業成績、財務状況その他の一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付ける。
2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
イ．当社はグループ全体のリスクを網羅的、統括的に管理する。

ロ．子会社を含めたリスク管理を実施する機関としてリスクマネジメント委員会を運営し、必要に応じて委員会を招集し対応する。

3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、必要に応じて子会社に対して取締役および監査役等の派遣を行い、企業集団のガバナンスを行う。

4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社はグループ全体の役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「大石産業グループ企業倫理綱領」の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。

ロ．当社の社内通報窓口では、子会社からの通報も受け付ける。

ハ．当社の内部監査部門は子会社の内部監査を実施する。

(7) 監査役への報告に関する体制

1) 取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役又は監査役会に都度報告するものとする。

2) 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。

(8) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する旨を当社グループおよび使用人に周知徹底する。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第３８８条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1) 監査役は取締役会に出席し、議事運営や決議内容などを監査するほか、常勤監査役による社内重要会議への出席や、関係会社への往訪などを行なう。

2) 社外監査役を置き、対外透明性を担保するとともに、独立性要件を満足するものとする。

（11）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、「大石産業グループ企業倫理綱領」に表明の通り、社会的秩序や安全に脅威を与え、企業の健全な経済活動に障害となる反社会的勢力とは一切関わりをもたず、毅然とした態度で臨むこととする。また、担当部署は、反社会的勢力に関して平素より情報の収集と管理に努め、必要に応じて警察等の外部機関と連携するなど、反社会的勢力との取引遮断に向けて組織的に取組むこととする。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

（1）取締役会を16回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決議し、経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。

（2）監査役会を7回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するとともに、監査役は重要な会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への順守について監査いたしました。また、常勤監査役は会計監査人・内部監査室および社外監査役・取締役と連携し定期的に会合するとともに、夫々の監査情報の共有を行い監査の充実を図りました。

（3）財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した内部監査計画に基づき関係会社を含めて内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

（4）当社は「大石産業グループ企業倫理綱領ハンドブック」を役員・従業員に配付しています。コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、本ハンドブックに基づき、主に倫理、情報セキュリティ対策、インサイダー取引防止等を目的に、各部署においてコンプライアンス勉強会を開催しコンプライアンスへの周知徹底を図りました。なお、倫理委員会を開催してコンプライアンスに関する本年度の総括を行いました。

8．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

（注）　本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

資産の部	千円
流動資産	**12,478,978**
現金及び預金	5,381,637
受取手形及び売掛金	4,340,568
電子記録債権	510,760
商品及び製品	713,326
仕掛品	115,879
原材料及び貯蔵品	1,115,542
繰延税金資産	97,121
その他	220,488
貸倒引当金	△16,346
固定資産	**8,554,838**
有形固定資産	**6,618,954**
建物及び構築物	2,560,164
機械装置及び運搬具	2,252,940
土地	1,557,473
リース資産	35,203
建設仮勘定	42,245
その他	170,926
無形固定資産	**187,285**
投資その他の資産	**1,748,598**
投資有価証券	1,053,444
長期貸付金	148,674
繰延税金資産	269,969
その他	334,932
貸倒引当金	△58,422
資産合計	**21,033,817**

負債の部	千円
流動負債	**5,472,661**
支払手形及び買掛金	1,553,952
電子記録債務	1,792,244
短期借入金	740,392
リース債務	21,033
未払法人税等	218,497
賞与引当金	208,492
設備関係電子記録債務	59,325
その他	878,723
固定負債	**2,082,776**
長期借入金	393,908
リース債務	21,674
繰延税金負債	80,380
退職給付に係る負債	1,357,319
役員株式給付引当金	10,392
その他	219,101
負債合計	**7,555,437**
純資産の部	
株主資本	**13,412,236**
資本金	**466,400**
資本剰余金	**416,991**
利益剰余金	**13,329,164**
自己株式	**△800,319**
その他の包括利益累計額	**43,197**
その他有価証券評価差額金	378,278
為替換算調整勘定	△259,945
退職給付に係る調整累計額	△75,135
非支配株主持分	**22,946**
純資産合計	**13,478,379**
負債・純資産合計	**21,033,817**

連結損益計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

科目	金	額
	千円	千円
売上高		**18,367,361**
売上原価		**14,297,937**
売上総利益		**4,069,423**
販売費及び一般管理費		**2,990,076**
営業利益		**1,079,346**
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,216	
受取賃貸料	190,836	
為替差益	106,709	
その他	59,489	377,251
営業外費用		
支払利息	43,009	
不動産賃貸費用	13,868	
売上割引	3,701	
デリバティブ評価損	126,536	
その他	18,905	206,021
経常利益		**1,250,576**
特別利益		
固定資産売却益	5,733	
投資有価証券売却益	1,376	
退職給付制度終了益	16,992	24,102
特別損失		
固定資産除却損	21,163	
関係会社出資金売却損	19,468	40,632
税金等調整前当期純利益		**1,234,046**
法人税、住民税及び事業税	429,223	
法人税等調整額	△110,826	318,396
当期純利益		**915,649**
非支配株主に帰属する当期純利益		9,589
親会社株主に帰属する当期純利益		**906,060**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当連結会計年度期首残高	466,400	345,584	12,638,012	△728,061	12,721,935
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△214,908		△214,908
親会社株主に帰属する当期純利益			906,060		906,060
自己株式の取得				△181,171	△181,171
自己株式の処分		71,406		108,913	180,320
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	71,406	691,151	△72,257	690,300
当連結会計年度期末残高	466,400	416,991	13,329,164	△800,319	13,412,236

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当連結会計年度期首残高	335,097	△349,907	△128,312	△143,122	14,870	12,593,683
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△214,908
親会社株主に帰属する当期純利益						906,060
自己株式の取得						△181,171
自己株式の処分						180,320
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	43,180	89,961	53,177	186,319	8,075	194,395
当連結会計年度変動額合計	43,180	89,961	53,177	186,319	8,075	884,696
当連結会計年度期末残高	378,278	△259,945	△75,135	43,197	22,946	13,478,379

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

資産の部	千円	負債の部	千円
流動資産	**11,621,576**	**流動負債**	**4,750,811**
現金及び預金	5,096,972	買掛金	1,651,609
受取手形	729,808	電子記録債務	1,792,244
電子記録債権	510,484	リース債務	21,033
売掛金	3,335,874	未払金	599,727
商品及び製品	563,903	未払費用	102,028
仕掛品	71,813	未払法人税等	233,683
原材料及び貯蔵品	540,563	預り金	99,084
前払費用	35,523	賞与引当金	192,075
繰延税金資産	89,506	設備関係電子記録債務	59,325
短期貸付金	67,012	**固定負債**	**1,358,596**
未収金	590,625	リース債務	21,674
その他	6,612	退職給付引当金	1,133,778
貸倒引当金	△17,124	役員株式給付引当金	10,392
固定資産	**7,020,061**	その他	192,750
有形固定資産	**4,515,088**	**負債合計**	**6,109,407**
建物	1,497,513	**純資産の部**	
構築物	93,714	**株主資本**	**12,153,951**
機械装置	1,234,591	**資本金**	**466,400**
車両運搬具	10,867	**資本剰余金**	**416,991**
工具器具備品	142,713	資本準備金	345,388
土地	1,458,306	その他資本剰余金	71,602
リース資産	38,787	**利益剰余金**	**12,070,879**
建設仮勘定	38,592	利益準備金	116,600
無形固定資産	**84,303**	その他利益剰余金	11,954,279
ソフトウエア	44,647	別途積立金	11,000,000
電話加入権	7,278	繰越利益剰余金	954,279
その他の施設利用権	32,377	**自己株式**	**△800,319**
投資その他の資産	**2,420,669**	**評価・換算差額等**	**378,278**
投資有価証券	1,036,761	その他有価証券評価差額金	378,278
関係会社株式	479,495		
出資金	5,185		
長期貸付金	2,856		
関係会社長期貸付金	352,362		
破産更生債権等	355		
長期前払費用	202		
差入保証金	13,374		
投資不動産	290,568		
繰延税金資産	237,364		
その他	9,835		
貸倒引当金	△7,692	**純資産合計**	**12,532,230**
資産合計	**18,641,637**	**負債・純資産合計**	**18,641,637**

損　益　計　算　書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

科目	金	額
	千円	千円
売上高		**16,712,854**
売上原価		**13,161,626**
売上総利益		**3,551,228**
販売費及び一般管理費		**2,686,682**
営業利益		**864,545**
営業外収益		
受取利息及び配当金	20,556	
受取賃貸料	206,256	
その他	60,221	287,034
営業外費用		
不動産賃貸費用	18,986	
売上割引	3,701	
為替差損	6,812	
その他	15,405	44,905
経常利益		**1,106,674**
特別利益		
固定資産売却益	5,733	
投資有価証券売却益	1,376	
退職給付制度終了益	16,992	24,102
特別損失		
固定資産除却損	19,337	
関係会社出資金売却損	14,604	33,941
税引前当期純利益		**1,096,835**
法人税、住民税及び事業税	426,450	
法人税等調整額	△145,818	280,631
当期純利益		**816,203**

株主資本等変動計算書

（自　平成29年４月１日
至　平成30年３月31日）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	466,400	345,388	195	345,584
当期変動額				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			71,406	71,406
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	71,406	71,406
当期末残高	466,400	345,388	71,602	416,991

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	116,600	10,400,000	952,984	11,469,584	△728,061	11,553,508
当期変動額						
剰余金の配当			△214,908	△214,908		△214,908
別途積立金の積立		600,000	△600,000	－		－
当期純利益			816,203	816,203		816,203
自己株式の取得					△181,171	△181,171
自己株式の処分					108,913	180,320
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	－	600,000	1,294	601,294	△72,257	600,443
当期末残高	116,600	11,000,000	954,279	12,070,879	△800,319	12,153,951

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円
当期首残高	335,097	335,097	11,888,605
当期変動額			
剰余金の配当			△214,908
別途積立金の積立			－
当期純利益			816,203
自己株式の取得			△181,171
自己株式の処分			180,320
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	43,180	43,180	43,180
当期変動額合計	43,180	43,180	643,624
当期末残高	378,278	378,278	12,532,230

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

大石産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　家元清文　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　室井秀夫　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大石産業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大石産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

大石産業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　家元清文　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　室井秀夫　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大石産業株式会社の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正におこなわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

大石産業株式会社　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　宮　地　郁　夫　㊞

社外監査役　川　本　惣　一　㊞

社外監査役　福　地　昌　能　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案に関する説明

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境の変化に備え、企業体質の強化と積極的な事業展開を図るため、引続き内部留保の充実に努めてまいりたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

（１）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　600,000,000円

（２）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　600,000,000円

２．期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金29円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は119,083,309円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、取締役への権限委譲に関する条文を新設するものであります。

（２）資本政策および配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第３３条として新設するものであります。

その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （削除） （３）会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条　（条文省略）	第６条　（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第１２条　（条文省略）	第７条～第１１条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１３条～第１８条　（条文省略）	第１２条～第１７条　（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第１９条　当会社の取締役は、１２名以内とする。	（員数） 第１８条　当会社の取締役は、１７名以内とする。
（新設）	２　前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は５名以内とする。
（選任方法） 第２０条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　（条文省略） ３　（条文省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第２１条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任期） 第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第２２条～第２３条　（条文省略）	第２１条～第２２条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第２５条～第２６条（条文省略）	第２４条～第２５条（現行どおり）
（報酬等） 第２７条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第２７条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第２８条　（条文省略）	第２８条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第２９条　当会社の監査役は、３名以上とする。	（削除）
（選任方法） 第３０条　監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（任期） 第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤監査役および常任監査役） 第３２条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を定める。 ２　監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。	（削除）
（監査役会の招集） 第３３条　監査役会の招集は会日の３日前までに各監査役に対して通知する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 ３　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第３４条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（監査役の責任免除） 第３５条　当会社は、取締役会決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ２　当会社は、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。	（削除）
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第２９条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（常勤の監査等委員および常任監査等委員） 第３０条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員および常任監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第３１条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　計　算	第６章　計　算
第３６条　（条文省略）	第３２条　（現行どおり）
（新設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第３３条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
（期末配当） 第３７条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日を基準日として期末配当をすることができる。	（剰余金の配当の基準日） 第３４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
（新設）	２　当会社の中間配当の基準日は毎年９月３０日とする。
（新設）	３　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（中間配当） 第３８条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。	（削除）
第３９条　（条文省略）	第３５条　（現行どおり）
	（附則） （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第７２期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）５名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	大久保　則　夫 （昭和27年８月20日生）	昭和48年３月　当社入社 平成５年10月　当社モウルド事業部東北営業部長 平成10年４月　当社モウルド東北事業所長 平成10年７月　CORE PAX(M) SDN. BHD. 取締役社長 平成10年10月　当社海外事業所統括部長 平成13年10月　当社海外事業部長 平成15年６月　当社取締役海外事業部長 平成17年４月　当社取締役海外事業部長兼樹脂事業および紙袋事業統括 平成17年６月　CORE PAX(M) SDN. BHD. 取締役 平成18年４月　当社取締役樹脂事業、紙袋事業および海外事業統括 平成21年６月　当社常務取締役紙袋事業、海外事業および技術部統括 平成22年４月　当社常務取締役紙袋事業部長、海外事業および技術部統括 平成23年４月　当社常務取締役紙袋事業部長、技術部統括、CORE PAX(M) SDN. BHD. 取締役社長 平成24年４月　当社常務取締役紙袋事業部長兼CORE PAX(M) SDN. BHD. 取締役社長 平成25年６月　当社常務取締役紙袋事業部長兼CORE PAX(M) SDN. BHD. 取締役社長およびENCORE LAMI SDN.BHD. 取締役社長 平成26年４月　当社常務取締役フィルム事業部、紙袋事業部担当、CORE PAX(M) SDN. BHD. 取締役社長、ENCORE LAMI SDN. BHD. 取締役社長 平成27年４月　当社代表取締役社長（現在に至る）	24,100株
	【取締役候補者とした理由】 ・候補者は平成15年の取締役就任から海外・紙袋部門等を担当、平成27年より代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	久継 雅夫 （昭和28年6月9日生）	昭和49年６月　当社入社 平成12年４月　当社モウルド事業部製造部長 平成17年４月　当社フィルム事業部長 平成19年６月　当社取締役フィルム事業部長 平成24年４月　当社取締役フィルム事業部長兼技術部長 平成26年４月　当社取締役パルプモウルド事業部、段ボール事業部、開発部担当、技術部長 平成26年６月　当社常務取締役パルプモウルド事業部、段ボール事業部、開発部担当、技術部長 平成27年４月　当社常務取締役製造・技術・開発部門を統括、技術部長 平成28年４月　当社常務取締役事業本部長、大連大石包装有限公司董事長 平成28年６月　当社専務取締役事業本部長、大連大石包装有限公司董事長 平成29年９月　当社専務取締役事業本部長（現在に至る）	15,200株
	【取締役候補者とした理由】 ・候補者は平成19年の取締役就任からパルプモウルド部門やフィルム部門等を担当、平成28年より専務取締役を務め、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
3	田中 英雄 （昭和31年２月27日生）	昭和54年３月　当社入社 平成16年４月　当社段ボール事業部営業部長 平成17年４月　当社段ボール事業部長 平成21年６月　当社取締役段ボール事業部長 平成26年４月　当社取締役執行役員管理部長 平成28年４月　当社取締役管理本部長、兼管理部長、株式会社アクシス代表取締役社長 平成28年６月　当社常務取締役管理本部長、兼管理部長、株式会社アクシス代表取締役社長 平成30年４月　当社常務取締役管理本部長、兼管理部長（現在に至る）	10,800株
	【取締役候補者とした理由】 ・候補者は平成21年の取締役就任から段ボール部門や管理部門等を担当、平成28年より常務取締役を務め、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	高田圭二 （昭和36年10月30日生）	昭和59年４月　㈱福岡銀行入行 平成18年７月　同行東久留米支店長 平成20年４月　同行東京事務所長 平成22年４月　同行大牟田支店長 平成26年７月　当社管理部　部長 平成27年６月　当社取締役経営企画担当 平成28年４月　当社取締役経営企画室長、兼海外事業本部長 平成29年10月　当社取締役海外事業本部長 （現在に至る）	3,200株
	【取締役候補者とした理由】 ・候補者は長年にわたり株式会社福岡銀行において支店長等を歴任し、地場大手企業で培った豊富な経験と見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
5	山口博章 （昭和33年5月27日生）	昭和57年３月　当社入社 平成18年４月　当社パルプモウルド事業部西日本営業部長 平成24年４月　当社パルプモウルド事業部東日本営業部長 平成26年４月　当社執行役員フィルム事業部長 平成28年４月　当社執行役員東京支店長 平成29年６月　当社取締役執行役員東京支店長 平成30年４月　当社取締役紙袋・フィルム事業統括 （現在に至る）	4,600株
	【取締役候補者とした理由】 ・候補者は、長年にわたりパルプモウルド・フィルム部門を担当し、営業部門および事業に関する豊富な経験を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	宮地　郁夫 （昭和38年１月８日生）	昭和60年４月　㈱西日本銀行（現　㈱西日本シティ銀行）入行 平成15年６月　同行豊前支店長 平成17年２月　同行三萩野支店副支店長 平成19年５月　同行城野支店長 平成22年10月　同行営業推進部副部長 平成24年１月　同行大分支店長 平成26年１月　同行監査部長 平成27年６月　当社監査役（現在に至る）	2,000株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 ・候補者は株式会社西日本シティ銀行において支店長や監査部長等を歴任し、地場大手企業で培った豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に対し、助言・提言をいただき、客観的立場から当社経営の監査をしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。		
※2	長門　博之 （昭和26年７月29日生）	昭和56年４月　弁護士登録 昭和61年４月　長門博之法律事務所設立（現在に至る） 平成22年６月　当社監査役 平成27年６月　当社取締役（現在に至る）	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 ・候補者は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士としてこれまで培ってきた豊富な知識と経験を有しており、客観的な立場から当社経営の監査をしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※3	川本惣一 （昭和32年９月19日生）	昭和55年４月　㈱福岡シティ銀行（旧　福岡相互銀行）入行 平成20年６月　㈱西日本シティ銀行取締役北九州地区本部副本部長兼北九州営業部長兼小倉支店長 平成22年５月　同行取締役北九州総本部長 平成22年６月　同行常務取締役北九州総本部長 平成23年６月　同行取締役常務執行役員北九州総本部長 平成24年６月　同行取締役専務執行役員北九州総本部長 平成26年５月　同行取締役専務執行役員北九州・山口代表 平成26年６月　同行取締役副頭取（代表取締役）北九州・山口代表 平成26年６月　当社監査役（現在に至る） 平成28年６月　㈱西日本シティ銀行取締役副頭取（代表取締役）北九州・山口代表、地区本部統括、IT戦略部・事務統括部担当（現在に至る） 平成28年10月　㈱西日本フィナンシャルホールディングス取締役執行役員（現在に至る）	0株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 ・候補者は地場大手企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に対し、助言・提言をいただくとともに、独立的な立場から監査をしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。		
※4	福地昌能 （昭和29年９月15日生）	昭和53年10月　監査法人中央会計事務所入社 昭和57年３月　公認会計士開業登録 平成４年８月　中央監査法人社員 平成７年７月　福地公認会計士事務所設立（現在に至る） 平成27年６月　当社監査役（現在に至る）	5,000株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 ・候補者は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として培ってきた豊富な知識と経験を有していることから、客観的な立場から当社経営の監査をしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としました。		

（注）1. ※印は新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 宮地郁夫氏、長門博之氏、川本惣一氏および福地昌能氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は長門博之氏および福地昌能氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
5. 長門博之氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社と宮地郁夫氏、長門博之氏、川本惣一氏および福地昌能氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする趣旨の責任限定契約を締結しております。各候補者の就任が承認された場合、当社は各候補者との間で当該契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成２８年６月２８日開催の第７０期定時株主総会において年額２１２百万円以内（うち社外取締役分２０百万円）と決議いただき、今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額２１２百万円以内（うち社外取締役分２０百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は６名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は５名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額４８百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものです。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は、４名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、平成29年６月28日開催の第71期定時株主総会において当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした「株式報酬制度」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行することから、これに伴い、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対する報酬として、本制度に基づく報酬枠を改めて設定する（現在の本制度による報酬枠を本議案のとおり変更する）ことにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第５号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、実質的な報酬の内容は、平成29年６月28日開催の第71期定時株主総会においてご承認いただきましたものと同一であることから、相当であると考えております。

第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象となる取締役の員数は５名となります。

本議案の承認の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、生じるものとします。

２．本制度における報酬等の額・内容等

（１）本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して、当社が定める株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるという、株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

（２）当社が拠出する金員の上限

本信託の当初の信託期間は約10年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金200,000,000円を上限とする金員を、平成30年３月末で終了する事業年度から平成39年３月末で終了する事業年度までの10年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、対象期間を10事業年度以内の延長期間を定めて延長のうえ、信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります（以後、延長後の信託期間の満了時においても同様とします。）。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した対象期間中に、延長した対象期間の事業年度数に金20,000,000円を乗じた金額を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(3)①のポイント付与および後記(4)の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のように対象期間の延長によりポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

なお、当社は、平成29年６月28日開催の第71期定時株主総会でのご承認に基づき、現在の本制度のために平成29年９月に本信託を設定し、取締役（社外取締役を除きます。）に対する株式取得資金として金180,320,000円を拠出しており、本信託は当該金銭を原資として当社株式を自己株式の処分（第三者割当の方法）により取得しております。本議案承認の効力発生後も、設定済みの本信託を通じて取締役に対し株式を交付する予定です。

（3）取締役に交付される当社株式数の算定方法と上限

①取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、株式交付規程に定める所定の日に、役位等に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、１事業年度当たり40,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、前記①で付与を受けたポイントの数に応じて、後記(4)の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

各取締役に交付すべき当社株式の数は、当該取締役に付与されたポイント数に1.0（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数とします。

（4）取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する前記(3)の当社株式の交付は、対象期間の間に在任する各取締役がその退任時に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。但し、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で、本信託内で売却換金したうえで、当社株式に代えて金銭で交付することがあります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場

北九州市八幡東区枝光一丁目1番1号　TEL（093）662-1020

ACTIVE RESORTS 福岡八幡　ロイヤルホール（2階）

（旧 北九州八幡ロイヤルホテル）

日　時

平成30年6月27日（水）午前10時



交　通

・車でお越しの方……北九州都市高速 **枝光ランプ**より車で2分

・公共交通機関でお越しの方……**JR枝光駅**より徒歩8分

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。

VEGETABLE OIL INK

FSC　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080